

い乙訓地域（向日市、長岡京市、乙訓郡大山崎町）の業務については、京都西府税務所で所管することとした。

16.1.3. 平成17年 4月の組織改正について

財政の健全化と行財政改革が中期的課題とされる中で、行政手法を根本から見直して効率的な行財政運営をめざし、さらには自主財源を確保することが急務となり、課税・徴収体制の再構築も避けて通ることのできないテーマとされた。当面する課題としては、外形標準課税の導入、法人二税の電子申告、自動車税ワンストップサービスの構築、電算システムの老朽化、市町村連携の強化などが挙げられる。

これらを喫緊の課題とする中で、とりわけ法人課税力の強化と自動車税業務の効率化を狙って平成17年 4月に次ページの【表16.1.3】に示す組織改正が行われた。

【表 16.1.3】 平成 17 年 4 月の組織改正

課税部門の強化策	
①	本庁税務課に法人税務室を新設
②	京都市内府税務所の法人部門業務を京都東府税務所に集中
③	府税務所に個人事業税課を新設
納税部門の強化策	
④	府税務所に自動車税課を新設
⑤	法人二税の集約に伴う「課の見直し」
⑥	自動車税課（初動班・整理班）、納税・整理課、大口滞納等、チームリーダーによる進捗管理を行うチーム制による組織的業務執行
⑦	府税務所副所長と総務課長の重複を見直し

16.1.4. 税務関係職員定数等の推移

次の【表16.1.4】に税務関係職員定数等の推移に関する資料を掲げる。平成13年の統合時に職員数は500人を割り込み、その後、平成16年の振興局再編統合を経て、平成17年の組織再編によって459名まで減少している。

【表 16.1.4】 税務関係職員定数等の推移

(単位:人・歳)

年度	定 数				知事部 局配分	税務職員 平均年齢	主な増減員理由等
	税務課	府税事務所	振興局	計			
S 28	44	536	169	749	不明		S25府税事務所設置以降職員数の最大値
⋮							
50	34	509	131	674	6,045		職員数600人台へ(組織見直し)
⋮							
H 1	37	395	162	594	5,872		職員数500人台へ(電算化による効率化)
⋮							H7 税務電算トータルシステム稼働開始
7	41	388	161	590	5,833	41.3	
8	40	376	153	569	5,785	42.3	
9	39	376	152	567	5,777	42.9	
10	39	376	152	567	5,762	43.7	
11	41	374	152	567	5,719	44.6	
12	44	351	148	543	5,593	45.4	特別地方消費税の廃止
13	40	290	148	478	5,478	46.2	職員数400人台へ。H13.1.1 府税事務所の再編統合
14	42	290	146	478	5,454	47.2	
15	43	290	146	479	5,386	47.8	
16	52	301	117	470	5,225	48.1	H16.5.1 振興局の再編統合
17	61	282	116	459	5,046	49.1	府税事務所の組織見直し

16.2. 着眼点と手続

よりよい税務行政組織を目指して組織改革が積極的に実施されてきたが、それが当初の意図どおりに運営されて効率化に寄与し客観的に高い評価が得られているか、あるいは行政の単なる都合による改革にとどまっていなかったかという観点から監査を実施した。再編の方針書、組織図、職員配置表、年齢構成、経験年数等の書類を入手し、本庁税務課のみならず、府税事務所や自動車税管理事務所、そして広域地方振興局等に赴き、それらの府税公所の運営状況を確認するとともに、職員に対するヒアリングを実施した。

16.3. 監査の結果

16.3.1. 平成13年1月の府税事務所再編等

平成13年1月に京都市内の9府税事務所を3府税事務所に統合したことで、府税事務所は従来の小規模分立型から大規模広域型に移行し、役職者の削減や総務・収納部門の簡素化をはじめとした定数削減（63名の削減）によって人件費コストが大幅に削減されたことはもちろん、明確な目標を持った組織進行管理の徹底を通じて業務処理の効率化・高度化、さらには柔軟性・機動性を持った対応が可能になったと聞き及んでいる。組織対応力の強化によって、徴収率の向上や滞納繰越額の圧縮等、目に見える形でその成果が表れはじめている。ハードとしての事務所の造りについても、各府税事務所とも高いパーテーションもなくオープンで明るい雰囲気が醸し出されて府民にも好評のようである。この再編によって「行政のための組織」から「府民のための組織」にシフトしていることも感じられる。加えて、現場の職員の対応も改善されていると感じられた。これらは、組織形態の改革のみならず職場風土の改革が奏功したことの表れともいえよう。

さらに、平成16年5月の広域振興局の再編についても、個人府民税に関する業務の移管をはじめ、専任の役付職員を配置して管内市町村との密接な連携により徴収率の向上を図ってきている。

加えて、平成17年4月の府税事務所組織改正にあたっては、税目毎の課題に効率的かつ効果的に対応できるような仕組みが導入され、納税者の利便性に配慮しつつ専門性の向上を図ることが意図されている。

財政健全化と行財政改革が大きな今日的な課題となる中、適正な課税と徴収のために府内の市町村との連携を強化しつつ、より効果的・効率的な税務組織の構築に向けて、不断の点検と見直しを行っていく必要があると考える。

16.3.2. 府税事務所等における総務担当者の配置

一方で、府税事務所には、「総務（自動車税管理事務所では庶務）」という部署が設けられ、次の【表16.3.2】に示すとおり事務所の規模とは無関係に5名の職員が配置され、庶務、人事、会計等を担当していると聞く。

【表 16.3.2】府税事務所等の職員配置

事 務 所	所長	副所長	総務課	納税総括室	課税総括室	合計
京都東府税事務所	1	1	5	41	44	92
京都西府税事務所	1	1	5	39	27	73
京都南府税事務所	1	1	5	35	31	73
自動車税管理事務所	1	(次長)	(庶務)	(庶務以外の管理課)	(課税課・審査課)	47

(注) 再任用職員を含む

16.4. 意見

16.4.1. 税務職員定数の削減と府税公所の再々編

前述のとおり、平成13年1月の府税事務所再編と平成17年4月に実施された組織改正は、いずれも所期の目的に沿った一定の成果を上げたものと思料する。

他方、平成15年9月に策定された「京都府行財政改革指針」では、スリムで強靱な体制を作る「組織改革」が打ち出されており、また、「府を取り巻く非常に厳しい財政環境の中で府民サービスの向上を図るため、簡素で効率的な府庁を確立する」ことを目標として平成17年11月に策定された「給与費プログラム」では、法令で定数が定められている教職員と警察官を除く職員を平成18年度から平成22年度の5年間で約17%（約1,500人）削減するとしている。

このように定数削減目標が明確に掲げられる中で、奏功した府税事務所再編や組織改正も、さらに新たな局面を迎えつつある。つまり、「簡素で効率的な府庁」を確立するためには、税務職員数の削減と最適配置、そして府税公所とりわけ府税事務所の再々編は避けて通ることのできない課題となっているのである。

なお、その際には「京都府行財政改革指針」の執行システム改革プログラムにおける「地方機関の再編・強化」の一環として、現状の広域振興局税務室の体制についても点検が必要であると考えられる。

16.4.2. 府税事務所への人員配置のあり方

3府税事務所は、いずれも70～90人ほどの組織であるが、それぞれに総務担当者を配置しておく必要があるのだろうか。前述のとおり3府税事務所には総務部門が設置され5名の職員が配置されているが、その必要性については疑問なしとしない。まず、事務所によって職員数が異なるにもかかわらず、何故いずれも5人の配置であるのかということである。人事・経理・庶務・広報等が職務分掌として割り当てられているにせよ、職員の人数比でみれば、京都西府税事務所と京都南府税事務所はいずれも京都東府税事務所の8割相当なのであるから、総務部門の職員も5分1つまり1人は削減可能であろう。少なくとも民間では、プロフィットセンターではあり得ない総務管理部門においてこそ、分掌職務の「棚卸し」を行い、与えられた職務の遂行に必要な最低限の人員しか配置しないのであり、およそ余剰の人員を抱える余裕はないのである。

また、高額な賃借料を負担していることの是非については既述のとおりであるが、これも納税者である府民とのインターフェースを重視すべき部門であれば高い賃借料を負担してでも利便性の高い口ケーションを確保する必要があるが、納税者を窓口で待ち受ける必要のない部門、たとえば調査部門などは利便性の高さに拘泥する必要はないはずである。つまり、賃借料の高額な一等地のテナントビルに、府税事務所の全職員を配置しなければならない必然性はないはずである。

したがって、府民とのインターフェースを重視すべき部門については、利便性の高い場所にサテライト的に配置し、組織もスリムなものとすればよい。そこには総務のスタッフも不要であるし管理職すら不要であろう。なぜなら、責任者自らが文字通りプレーイングマネージャーとして実務に従事すればよいと考えるからである。そして、府民と窓口を通して直接、接する機会が少ない部門については、コストの低廉な物件に入居するか、京都府の所有する遊休資産を転用することによって事務所等を確保すればよいのである。そこでは利便性などを考慮する必要がないことは言うまでもない。また、遊休資産の転用については既に詳しく述べたので、ここでは繰り返さない。

16.4.3. 広域振興局と税務室

広域振興局に設置されている税務室は、組織上広域振興局の一部署として位置付けられている。しかし、税務室の業務とそれ以外の広域振興局の業務とは、その内容がやや異質に感じられ、府税事務所とは異なる環境にあるという印象を受けた。

雑駁に捉えれば、税務室以外の広域振興局の業務は、地元とのコミュニケーションを図りつつ地元のための行政を執行するのであるが、それに対して税務室は税の徴収とりわけ滞納整理の推進という役割を担っている関係から、地元との軋轢に繋がる懸念があるというわけである。一例ではあるが、広域振興局の行事を進めるにあたって協力を要請した団体の役員個人やメンバーである法人に対して滞納整理を進めなければならないこともあり、そのような場合には現場としては「やりにくさ」を大いに感じるがあったと聞く。

税務室は広域振興局の一部署ではあるが、府税事務所と同じ「府税公所」でもあるから、紹介したような現場の諸事情を斟酌しつつも、京都府全体の賦課徴収の公平性が確保できるよう必要な手当が検討されるべきであると思料する。

第4 結語

以上、「第3 監査の結果および意見」において、様々な意見を提言として開陳してきたが、それらの中には重要度も高く喫緊に解決を要する課題と、いま暫くの検討と解決までの時間的猶予が認められるものが混在していることも事実である。

そこで、以下においては、これまでに開陳・主張してきた監査意見の中から主なものを取り上げて要約（注）するとともに、試みに「重要度」と「緊急度」を明示してみることとした。

もとより、包括外部監査人の私見であることは言うまでもないが、多くの府民、なかんずく納税者の意見を代弁しているものと自負している。

なお、「重要度」と「緊急度」の位置付けは次のように考えたものである。

重要度	A	監査のテーマに即して喫緊の重要課題である。
	B	早急に解決されることが望ましい課題である。
	C	解決に向けた真摯な取り組みが期待される課題である。

緊急度	1	解決に至るまでの時間的余裕はないと考えるものである。
	2	1～2年以内に解決されるべき課題である。
	3	早い段階で解決の端緒が見出されることが期待される課題である。

(注)あくまでも要約であるため、必ずしも監査意見の全体像を浮き彫りにできていない懸念がある。したがって、意見の内容もしくはその趣旨を誤解のないよう的確に理解するためには、該当ページを精読する必要があることを申し添える。

掲載頁	重要度 緊急度	項 目	期待される効果
41	A 1	<p>申告書転写業務の改善－臨時職員の活用</p> <p>個人事業税の調定作業において毎年多大な労力と時間を費やす所得税確定申告書等の転写業務は、単純作業ではあるが転写の要否についてある程度の知識と経験を必要とするのも事実である。しかし、作業を分担することによって知識と経験がない者に単純作業だけを担わせることは可能である。この単純作業については、臨時職員を採用することで徴税コストの削減も可能となろう。</p> <p>もともと、作業の内容から重要な個人情報に接する機会が多いため、その保護には万全を期す必要がある。この点、臨時職員であっても地方公務員法上の守秘義務が課せられるので、短期間の雇用であっても、その徹底が図られるのであれば採用は不可能ではない。</p> <p>一方、臨時職員の採用が新たな経済的負担に繋がるという懸念もあるが、トータルでのコストを勘案してその縮減を図るよう臨機応変に対応することが望まれる。</p> <p>また、そうした機動的な人材配置を検討しておかないと、今後進められるであろう組織のスリム化によって職員のみでは繁忙期を乗り切ることができなくなる可能性もある。</p>	<p>人件費の高い職員が書類のコピーという単純作業に従事することによって徴税コストの圧縮に繋がる。</p>
73	A 1	<p>自動車税滞納者に対する自動車差し押さえについて</p> <p>自動車税滞納者が自動車を使用し続けている状況は理解しがたく、課税の公平性に対する信頼を著しく損なっている。自動車を使用している限りは、その自動車自体に経済的価値があるはずであるし、少なくともガソリン代や維持修繕程度の経済的負担に耐える資力も有しているはずであるから、悪質滞納者に対しては、自動車自体の差し押さえを積極的に実施するべきである。</p> <p>なお、差し押さえ時あるいは保管時の車両破損等のリスクの存在を理由に差し押さえに対して消極的な姿勢が垣間見えたが、平成17年度から差し押さえ自動車の保管等について業務委託するとともにインターネット公売にも踏み切っている。低迷する自動車税徴収率を改善すべく、積極的な取り組みが展開されることを期待する。</p>	<p>積極的な差し押さえを毅然とした姿勢で実施することによって徴収率の改善が図られ、自動車税の増収に繋がる。</p>

82	A 1	<p>自動車税減免措置後の要件審査について</p> <p>長年にわたって身障者減免対象とされていた自動車について、身障者本人の死亡の事実を確認できないまま健康者である家族が利用し続けていたにもかかわらず減免措置が継続していたという事例が検出された。減免対象者もしくは対象車両に対する実態調査が等閑になっている。税の不公平を招来しないよう減免要件を充足しているか否かについての審査を実施するべきである。</p>	<p>減免要件の充足についてチェックすることにより、課税の公平を確保し、自動車税の増収に繋がる。</p>
115	A 1	<p>徴税コストの改善－人事施策の見直し</p> <p>税務職員の平均年齢は 46.7 歳と全国で 4 番目に高く、京都府の行政職の平均年齢と比較しても 3.6 歳も高い。その一方で、税務職員の職務経験年数は 10 年余に過ぎず、大阪府や東京都の半分にも満たない。経験が必要とされる税務職においては一概に高齢職員の配属を否定することはできないが、経験の乏しい高齢職員が配置されるのでは本末転倒である。人件費の高い高齢者が担う業務が経験の浅い若手職員でも対応可能なものであるとすれば、課税の効率性を追求することは難しい。全国ワースト 5 位という徴税コストを 1 日も早く改善すべきである。</p>	<p>人事施策の見直しにより、徴税コストの引き下げが期待できる。</p>
153	A 1	<p>専門教育の実施－税務スペシャリストの育成</p> <p>専門性の確保のためには、これまでの業務遂行の中で培われてきた知識や経験を継承させることが重要であり、そのためには職場研修や派遣研修を活用するなど、様々な機会を捉えて資質と能力の向上を図ることが必要である。税に関する知識のみならず税務調査独特のテクニックのスキルアップなど、その要求される知識は広範囲に及ぶ。外形標準課税といった地方税独自の仕組みの創設や国税から地方税への税源シフトが進む中、税務のスペシャリストを育成することは喫緊の課題であり、そのために継続的かつ体系的な教育研修プログラムが用意され、的確な運用が図られる必要がある。</p>	<p>税のプロとしての自覚と教養を陶冶し、府民からの信頼を高めることが、ひいては納税意識の高揚に繋がる。</p>

155	A 1	<p>税務部門を経験する機会が与えられる人事</p> <p>税務職員の担うべき責務の重要性に鑑みれば、税に携わる部門での経験は極めて有為である。賦課事務の実際や徴収現場の苦労をその目で確かめて経験してこそ、税の使途に対する感覚も磨かれると考えるからである。</p> <p>行政では税収よりも支出の面に注目が集まり脚光を浴びる機会が多いように思われるが、税収があつてこそその支出であること考えれば、税務部門は執行部門以上に重要なポジションとも考えられる。その意味では、行政に携わる全ての職員が一度は税務部門を経験することが望ましい。もっとも、京都府が展開する行政分野は多岐にわたるため、その実現は容易ではないが、少なくとも税務部門の重要性とそれに携わる税務職員の日々の地道な努力については、行政に携わる全ての職員が深く認識しておくべきであろう。</p>	<p>税に対する深い理解と造詣を持つ人材が増えることにより、税務部門が活性化し、ひいては徴収率等の向上にも繋がる。</p>
172 177	A 1	<p>3 府税事務所の統合</p> <p>3 府税事務所は、僅か 2 km四方の範囲に近接して設置されており、かつ民間の賃借物件に入居しているため、年間約 170 百万円の賃借料を負担している。そこで、これを 1 ヶ所に集約して賃借料を削減するとともに、移転先の選定にあたっては、京都府が所有している遊休資産の最有効利活用を検討すべきである。</p> <p>今後、電子申告や電子納税、コンビニ納税や口座振替等の普及によって、申告書の提出や納税といった業務における府税事務所の立地条件の重要性は低くなることが予想される。また、府民との対面が必要となるフロントオフィスについては、小規模のサテライト施設で対応可能である。さらに、納税相談や質問に対する回答といった業務もホームページ上で Q&A などのコンテンツを充実させる方策を進めていけば、所在場所の問題は早晚解消される。他方、総務部門や調査要員等を擁するバックオフィスについては、立地条件を議論する必要はない。</p> <p>いずれにしても、僅か 2 km四方の範囲に巨額の賃借料を負担して複数の府税事務所を設置しておく必要性は乏しいと言わざるを得ず、行政のコストパフォーマンスの観点から早急に見直すべき課題であるといえる。</p>	<p>年間約 170 百万円の賃借料を削減することができる。また、機能の集中や業務改善により一層の効率化が期待できる。</p>

<p>27 44 56 63</p>	<p>A 2</p>	<p>地方税法改正に向けた取り組み</p> <p>現行制度に疑問なしとしないところがあっても、それが地方税法の定めるものである限りは、京都府としては如何ともしがたい。しかし、それを座視することなく積極的に法改正を働きかけていく必要もある。具体的には次の諸点である。</p> <p>①徴収取扱費の算定方法の是非（個人府民税） ②業種認定における限定列举方式の是非（個人事業税） ③分割基準による課税の見直し（法人二税） ④税率の簡素化、グリーン化の簡素化（自動車税）</p>	<p>地方税の課税現場の声が法令の改正に繋がることにより、より合理的・効率的な課税の実現が期待される。</p>
<p>77</p>	<p>A 2</p>	<p>自動車二税の減免額に上限を設定すること</p> <p>自動車税の減免制度が福祉政策による課税の例外措置であるとしても、その例外は課税の公平性と公平性を担保した上で容認されるべきものとする。すなわち、要件さえ満たせば税額の多寡にかかわらず全額を免除するというのではなく、一定の上限額を設定して、それを超える部分については応分の負担を求めるべきであろう。</p> <p>既にこうした減免額に上限を設けている府県も存在するのであるから、京都府においても同様の対応が可能か否かについて検討することが望まれる。</p> <p>また、自動車取得税についても要件さえ満たせば全額を免除するというのではなく、免除の対象となる取得価額に一定の上限額を設定して、それを超える部分については応分の負担を求めるべきである。</p> <p>なお、障害者が運転免許を取得するために特別な運転装置を備えた自動車や障害者の利用のための特別な仕様を備えた自動車等については、全額免除する施策の継続が望ましい。</p>	<p>減免額に上限を設定することにより、自動車税および自動車取得税の増収が見込まれる。</p>

139	A 2	<p>滞納整理における市町村との連携</p> <p>各都道府県ともに徴収率の向上に躍起となっている中で、京都府のように特別の滞納整理部署を設けたり、滞納整理職員が手薄となりがちな市町村へ経験豊富な職員を派遣したり、また市町村が共同で滞納整理に当たる一部事務組合を設けて支援する都道府県も増加傾向にある。</p> <p>徴税という同じ目的を担う者同士が、組織こそ異なるものの「共通の対象」である悪質滞納者に立ち向かうのに共同作戦を展開することも必要である。この点、合同公売や合同調査等で実績やパイプができつつあるが、必ずしも十分なレベルには達していない。</p> <p>また、市町村レベルでは、単独での処理が困難な整理事案や不動産公売事案、さらには不納欠損処分検討事案などを持ち寄って処理する機構が地方自治法第 284 条第 2 項に基づいて設立されてきた経緯がある。よく知られているところでは、「茨城租税債権管理機構」や「三重地方税管理回収機構」などがある。</p> <p>京都府においても、あるべき組織体制を検討した上でさらなる徴収率の向上に取り組むべきである。</p>	<p>新規滞納発生 の抑止あるいは 滞納整理の促進 による増収効果 が期待できる。</p>
25	B 2	<p>個人住民税の徴収率向上策－直接徴収の推進</p> <p>地方税法が改正されて都道府県による直接徴収の要件が緩和されたことが契機となって、高額で悪質な滞納案件を対象とした都道府県による個人住民税の直接徴収が活発化している。京都府においても、府内の市町村との連携を深めて滞納繰越額の解消と新たな発生の防止に向けた積極的な取り組みを展開することを期待したい。</p> <p>京都市以外の府内市町村と積極的に直接徴収の合意を行い、戸別訪問や財産調査を実施し、場合によっては差し押さえに踏み切るなどの毅然とした対応をとることが望まれる。</p>	<p>個人府民税の 滞納額の縮減に 繋がる。</p>

<p>42</p>	<p>B 2</p>	<p>申告書転写業務の改善－電子データの活用等</p> <p>地方税法第 72 条の 51 第 1 項において、個人事業税の納期は 8 月および 11 月中において都道府県の条例で定めるとされている。そこで、第 1 期の納税期日を遅らせることができれば、国税の電子データを有効に利用する時間的余裕を確保することが可能となり、さらには電子データだけでは情報が不十分であったとしても、不足情報の絞込みを行い従来よりも効率良く必要な転写業務のみ専念できると考える。原始的な手法で多大な労力を費やして 32 万枚にも及ぶ膨大な紙を費消する転写業務については何らかの改善措置を講じる必要があり、国税の電子データを利用することも視野に入れて、第 1 期の納税期日を遅らせるという選択肢もあると思料する。</p>	<p>転写業務に費やされる負担を軽減し、従事する職員の人件費の圧縮に繋がる。ことが期待できる。</p>
<p>60</p>	<p>B 2</p>	<p>不動産取得税の課税データの入手</p> <p>不動産取得税に関しては、法務局における登記申請書の閲覧や転記によって所有権移転情報などの課税資料を入手している。この閲覧や転記には、かなりの人員を必要とし、さらに作業にも相当な時間を費やすなど、効率的とはいえない状況にある。そこで、法務局の不動産登記に関する情報の電子化が進んでいることから、登記情報をデータで入手することを検討する必要があると考える。現行法上は道府県が法務局から直接データを入手できる仕組みにはなっていないが、徴税コスト削減のみならず、行財政改革の観点からも他の都道府県と連携して早期に改善を図ることが望まれる。</p>	<p>法務局における転記による課税資料の作成という単純作業を回避し、徴税コストを縮減することが期待できる。</p>

126	B 2	<p>法人二税に関する課税客体の補足－分割支店法人</p> <p>他府県に本店がある分割法人で、京都府内に事務所等があるにもかかわらず支店登記をしていない分割支店については、法人が自ら申告する場合や不動産取得税課税データで把握した場合を除き、未登録法人となっているのが現状である。</p> <p>法人の側でも、支店登記の有無のほかに一定の規模（たとえば、支店に総務部門が設置されていることや支店長が商法でいうところの支配人に該当すること等）を満たしていなければ分割法人としての申告の必要がないという誤った理解も少なくないと聞く。</p> <p>したがって、法人二税にいう事務所等（自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要性から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう。）の正しい理解を周知徹底し、適切な納税に繋げていくことが必要である。</p>	<p>未登録の分割支店を捕捉することにより、法人二税の増収が期待されるとともに、課税の公平が図れる。</p>
144	B 3	<p>悪質滞納者へのペナルティ導入検討</p> <p>悪質な滞納者に対しては行政サービスの一部制限や、あるいはペナルティの導入を検討するべきである。京都府においても従来から、商工関係の融資、建設業の許可、競争入札の参加、NPO 優遇税制等を受けるためには「府税に滞納がないこと」を条件としているが、これに加えて京都府と随意契約を締結する際にも「府税に滞納がないこと」の条件を付加するべく検討中であると聞く。こうした施策を積極的に拡大し、徴収率の向上に繋げる努力が不可欠である。</p>	<p>滞納者に対する緊張感を与えるとともに、課税する側として毅然とした態度を示すことによって、納税意識の高揚に繋がる。</p>

44	C	振替納税の勧奨と普及	
83	3	<p>個人事業税と自動車税に振替納税が認められているが、滞納の防止や徴税コストの削減のためには、この振替納税の利用率向上に力をいれるべきである。さらなる広報の強化に加えて、振替納税選択者に対するインセンティブの付与等を検討する必要もあるといえる。</p> <p>たとえば、個人事業税については、振替納税選択者に納期の猶予を与えるというインセンティブを検討してはどうか。所得税における振替納税利用者に対して期限内申告を条件に指定口座からの引き落としが1ヶ月程度猶予されていることに範を求めるのである。</p> <p>また、自動車税については、府の職員が率先して口座振替制度を活用すべきである。府の職員も30千人を超え、その多くがマイカーを所有しているはずであるが、自動車税の口座振替件数は僅か10千件足らずであるから、府の職員ですら口座振替制度を積極的に利用していないのが現状である。したがって、30千人の府職員が率先して制度を利用して実績を積み重ね、その上で府民に対しても利用を勧奨するよう文字通り率先垂範を実践することによって口座振替の浸透に取り組むべきである。</p> <p>一方、自動車税の口座振替制度の普及のためには、自動車を買換えた際などに再度手続きを必要とする現状の制度を改め、課税物件である自動車単位ではなく、納税者単位による口座振替が可能となるよう、制度の速やかな改善も必要であることを申し添える。</p>	振替納税の普及を通じて、滞納の防止や徴税コストの削減が期待される。

第5 参考資料

本報告書で用いた図表について、利用の便に供するため、下記に掲載ページとともに再掲しておく。

第1 外部監査の概要

第2 外部監査の対象

【表1.1】京都府一般会計歳入決算額推移表	10
【表1.2】府税税目別収入状況とその推移	11
【図1.2】平成16年度府税税目別収入状況(グラフ)	12
【図1.2の2】自動車二税の税込推移(グラフ)	12
【表1.2の2】自動車税に関するデータ	12
【図2.1.1】京都府の税務機構	14
【表2.1.2】府税事務所等の所管区域	15
【表2.1.3】広域振興局の所管区域	15

第3 監査の結果および意見

【表1.2.1】平成16年度 府税決算	17
【表1.2.1の2】税目別収入率全国比較表(平成16年度)	18

【表1.3.1】個人府民税調定事務スケジュール	20
【表1.3.1の2】徴収取扱費に関する報告書について	21
【表1.3.2】徴収取扱費の算定対象	21
【表1.4.1】府県人口に占める政令指定都市人口の割合	22
【表1.4.3】徴収取扱費の算定方法の見直し	23
【表1.4.3の2】府が負担する徴収取扱費交付金額の推移（試算）	24
【表2.1.2】個人事業税の税率	24
【図2.1.4】個人事業税業務フロー図	26
【表2.3.1】府税事務所・広域振興局別の転写実績	27
【表2.3.1の2】所得税確定申告書の転写枚数と個人事業税の調定額	28
【表2.3.1の3】所得税確定申告書の転写枚数と個人事業税の課税件数	28
【表2.3.2】課税対象事業に係る法改正の経緯	29
【表2.3.4】不動産貸付業に係る認定基準	29
【表2.3.4の2】駐車場業に係る認定基準	30
【表2.4.4】平成17年分の所得税と消費税等の納付期限等	31
【図3.1.4】法人二税に関する業務フロー図	33
【表3.3.3】外形標準課税対象法人の調査実績	35
【表3.3.3の2】外形標準課税非違事項の内訳	35
【表3.3.3の3】実地調査の流れについて	36
【表4.1.1】不動産取得税の免税点・非課税および軽減措置	37
【表4.1.2】不動産取得税徴収率全国比較表（平成16年度）	38
【表4.1.2の2】京都府の不動産取得税徴収率の推移	38
【表5.1.1】自動車税標準税率一覧	40
【表5.1.1の2】自動車税のグリーン化一覧	41
【表5.1.3】自動車税の減免を受けることができる者の条件	41
【表5.1.3の2】減免申請に必要な書類	43
【表5.1.3の3】自動車税の減免手続（翌年度以降分）	43
【表5.2】平成16年度自動車税徴収率全国比較	44
【表5.2の2】京都府の自動車税徴収率の推移	44
【表5.3.2】自動車税課税総台数と減免台数の推移	45
【表5.3.2の2】身障手帳等の交付者数の推移	45
【表5.3.2の3】減免された自動車税の総額（平成16年度）	46
【表5.4.2】平成16年度自動車税徴収率全国ランキング	47
【表5.4.2の2】東京都における自動車税徴収率改善の足跡	47
【表5.4.2の3】東京都における自動車税徴収率向上策	48
【表5.4.3】総排気量が4,500ccを超える市販乗用車（スポーツカーを除く）	49
【表5.4.3の2】減免上限額を設定している府県のデータ	49
【表5.4.3の3】自動車税の身障減免額の実態	49
【表5.4.3の4】総排気量が2,000cc以下の主な国産乗用車	50
【表5.4.3の5】減免額に上限を設けた場合の増収効果試算	50
【表5.4.5】自動車税口座振替件数および税額（平成16年度）	52
【表6.1.2】自動車取得税の税率	53
【図7.1.1】軽油引取税の業務フロー	55
【表7.1.6】軽油引取税に係る調査事案等の概要	57
【表8.1.2】ゴルフ場利用税の非課税措置	59
【表8.1.3】特別徴収義務者であるゴルフ場の数	59
【表8.1.3の2】過去3年間のゴルフ場利用税の税収状況	59
【表8.4.1】隣接府県のゴルフ場の数	60
【図9.1.1】産業廃棄物税の課税の枠組み	61
【表9.1.5】産業廃棄物税の使途	61
【表9.1.5の2】産業廃棄物税を財源とする助成制度	62
【表10.3.1】都道府県別徴税コスト比較（平成16年度）	64
【表10.3.1の2】徴税コストのワースト順位	65

【図10.3.2】徴税費の内訳グラフ	65
【表10.3.2】徴税費に占める人件費割合が高い要因（本庁税務課からの回答）	66
【表10.3.3】徴税に要する1人あたり人件費	67
【表10.3.3の2】徴税に要する1人あたり人件費ランキング	67
【表10.3.3の3】徴税吏員1人あたり人件費ランキング前年度比較	68
【表10.3.3の4】税務職員数の比較（平成16年度、近畿2府4県）	68
【表10.3.3の5】税務職員数の比較（平成16年度、政令指定都市を有する府県）	69
【表11.3】課税客体捕捉取組の概要と実績	71
【図11.3.1】法人二税に係る課税客体情報の入手方法	72
【図11.3.2】個人事業税に係る課税客体情報の入手方法	73
【図11.3.3】不動産取得税に係る課税客体情報の入手方法	74
【表12.1】行政が所有する情報の一例	76
【表12.2】活用しうる情報データベース	76
【表13.1】府税徴収率の推移	78
【表13.1の2】都道府県別徴収率データ	79
【表13.3】滞納整理に対する主な取組状況	80
【表13.3の2】府税公所別滞納件数および金額の推移	81
【表13.4.1】滞納額と徴収関係職員数	82
【表13.4.1の2】一部事務組合による市町村連携の状況	83
【表14.1.1】京都府の税務職員の現状	84
【表14.1.2】税務職員年齢階層別構成（平成17年4月1日現在）	85
【表14.3.2】税務職員の税務経験年数調（平成17年4月1日現在）	86
【表14.3.2の2】税務職員の平均年齢とその経験年数比較	87
【図14.3.2】税務電算再構築の考え方	87
【表14.4.1】税務のスペシャリストを育成するための取り組み（案）	89
【表14.4.5】納税者からのクレームの一例とその対応	91
【表14.4.5の2】滞納者との徴収トラブルに関する報告	91
【表15.1.1】平成13年1月1日の府税事務所統合	92
【表15.3.1】府税公所への来所者数	95
【表15.3.1の2】京都市の各行政区毎の人口と世帯数	95
【図15.3.1】3府税事務所の所在地図	96
【表15.3.2】京都市内の主な空き庁舎の状況	97
【表15.3.3】元中京庁舎に係るシミュレーション	98
【表15.3.3の2】元右京庁舎に係るシミュレーション	98
【表15.3.3の3】建替えの場合の坪単価試算	98
【表15.3.3の4】建物の標準的な建築価額	99
【表15.3.3の5】建物解体費用の試算	99
【表15.3.3の6】建築費の概算見積り	99
【表16.1.3】平成17年4月の組織改正	101
【表16.1.4】税務関係職員定数等の推移	101
【表16.3.2】府税事務所等の職員配置	102

「農業関係の試験研究機関における財務に関する事務の執行、研究及びその成果の還元について」

目 次

第1 外部監査の概要	
1. 外部監査の種類	117
2. 外部監査のテーマ	117
2.1. 選定したテーマ	
2.2. テーマの選定理由	
3. 外部監査の実施期間	117
4. 外部監査の方法	117
4.1. 監査の要点（監査の着眼点）	
4.2. 主な監査手続	

4.3. 往査の実施状況	
5. 包括外部監査人および補助者の氏名・資格	118
5.1. 包括外部監査人	
5.2. 外部監査補助者	
6. 利害関係	118
第2 監査対象の概要	
1. 京都府における位置付け	118
1.1. 監査対象の予算規模	118
1.2. 監査対象の職員数等	118
1.2.1. 過去10年間の職員数の推移	
1.2.2. 他府県との職員数比較	
2. 京都府における農業の概況	120
2.1. 農業の状況	120
2.1.1. 作物(類)別耕地利用率	
2.1.2. 農家数の推移	
2.1.3. 年齢別農業従事者数の推移	
2.1.4. 産出額上位10品目	
2.2. 茶業の状況	123
2.2.1. 荒茶の生産量	
2.2.2. 荒茶の生産割合	
2.2.3. 茶種別生産割合	
2.2.4. 京都府における茶種別生産割合	
2.2.5. てん茶生産量	
2.2.6. 京都府の荒茶生産実績	
3. 各試験研究機関の概要	126
3.1. 試験研究機関の所在地	126
3.2. 農業総合研究所	127
3.2.1. 農業総合研究所の沿革	
3.2.2. 農業総合研究所の業務内容	
3.2.3. 農業総合研究所の組織等	
3.2.4. 農業総合研究所の決算数値	
3.2.5. 農業総合研究所の施設概要	
3.2.6. 農業総合研究所における試験研究の重点目標	
3.3. 農業資源研究センター	132
3.3.1. 農業資源研究センターの沿革	
3.3.2. 農業資源研究センターの業務内容	
3.3.3. 農業資源研究センターの組織等	
3.3.4. 農業資源研究センターの決算数値	
3.3.5. 農業資源研究センターの施設概要	
3.3.6. 農業資源研究センターにおける試験研究の重点目標	
3.4. 丹後農業研究所	135
3.4.1. 丹後農業研究所の沿革	
3.4.2. 丹後農業研究所の業務内容	
3.4.3. 丹後農業研究所の組織等	
3.4.4. 丹後農業研究所の決算数値	
3.4.5. 丹後農業研究所の施設概要	
3.4.6. 丹後農業研究所における試験研究の重点目標	
3.5. 茶業研究所	139
3.5.1. 茶業研究所の沿革	
3.5.2. 茶業研究所の業務内容	
3.5.3. 茶業研究所の組織等	
3.5.4. 茶業研究所の決算数値	
3.5.5. 茶業研究所の施設概要	

3.5.6. 茶業研究所における試験研究の重点目標

第3 外部監査の結果-問題点の指摘と改善提案

1. 監査結果総括	142
1.1. 収入事務について	142
1.1.1. 監査の視点	
1.1.2. 監査手続	
1.1.3. 監査の結果-問題点の指摘と改善提案	
1.2. 契約事務及び支出事務について	143
1.2.1. 監査の視点	
1.2.2. 監査手続	
1.2.3. 監査の結果-問題点の指摘と改善提案	
1.3. 財産管理について	144
1.3.1. 監査の視点	
1.3.2. 監査手続	
1.3.3. 監査の結果-問題点の指摘と改善提案	
2. 各試験研究機関での監査結果	146
2.1. 農業総合研究所	146
2.1.1. 収入事務について	
2.1.2. 契約事務及び支出事務について	
2.1.3. 財産管理について	
2.2. 農業資源研究センター	148
2.2.1. 収入事務について	
2.2.2. 契約事務及び支出事務について	
2.2.3. 財産管理について	
2.3. 丹後農業研究所	151
2.3.1. 収入事務について	
2.3.2. 契約事務及び支出事務について	
2.3.3. 財産管理について	
2.4. 茶業研究所	152
2.4.1. 収入事務について	
2.4.2. 契約事務及び支出事務について	
2.4.3. 財産管理について	
第4 外部監査の結果に添えて提出する意見	
1. 試験研究テーマの選定とその評価について	154
1.1. 監査の目的	154
1.2. 試験研究機関の成果	154
1.2.1. 研究課題数と成果	
1.2.2. 成果と犠牲	
1.2.3. 監査のポイント	
1.3. 試験研究課題の評価システム	155
1.3.1. 試験研究課題を評価する仕組み	
1.4. 新規課題(案)の採択	156
1.4.1. 課題の収集と整理・調整	
1.4.2. 新規課題設定のフロー	
1.4.3. 要望課題提出数と採用率	
1.4.4. 課題採用にあたって考慮すべき点	
1.4.5. 行政として行うべき課題研究	
1.5. 内部評価の事前評価	158
1.5.1. 事前評価に至るプロセス	
1.5.2. 内部評価会(技術会議)について	
1.5.3. 事前評価票の作成について	
1.5.4. 事前評価票の役割について	
1.6. 外部評価の事前評価	161

1.6.1. 外部評価の目的	
1.6.2. 外部評価会の委員	
1.6.3. 外部評価の方法	
1.6.4. 外部評価についての考え方	
1.7. 事後評価（中間評価も含む）	162
1.7.1. 事後評価の仕組み	
1.7.2. 事後評価票について	
1.7.3. 中間評価・事後評価に係る検討事項	
1.7.4. 評価表に添付する表の様式（例示）	
1.7.5. 事後評価票における実績延べ人員数について	
1.7.6. 日次作業時間報告書（タイムシート）の作成	
1.8. 追跡評価	166
1.8.1. 追跡評価実施要領について	
1.8.2. 農業改良普及センターについて	
1.8.3. 追跡評価のあり方	
1.9. その他の論点	166
1.9.1. 試験研究機関が提供するサービスについて	
1.9.2. 機関評価について	
1.9.3. 農業関係試験研究機関の統合について	
2. 研究成果の資産価値について	168
2.1. 特許権の取得・出願状況	168
2.2. 特許取得に対するサポート体制の確立	170
2.3. 資産価値の評価方法	170
2.4. 試験研究成果の価値評価	171
3. 今後の試験研究機関に期待される役割について	171
3.1. 府政からみた期待される役割	171
3.1.1. 農林水産試験研究の方向性	
3.1.2. 「食」をテーマとした試験研究	
3.2. 試験研究テーマに対し期待される役割	173
3.3. 人事面に関する今後の試験研究機関のあり方	173
3.3.1. 試験研究機関における年度別職員数	
3.3.2. 研究員の人事交流の促進	
3.3.3. 任期付研究員等の活用	
3.3.4. 連携大学院制度の活用	
3.4. 農業関係機関等との連携により期待される役割	176
3.4.1. 試験研究機関と普及センターとの連携	
3.4.2. 民間の組織との連携	
3.4.3. 近隣府県の公立試験研究機関との連携	
3.4.4. 国立の試験研究機関等との連携	
3.5. 京都府立大学（大学院）との関係について	177
3.5.1. 博士号取得の奨励等研修制度の検討	
3.5.2. 試験研究機関におけるインターンシップの受入れ	
3.5.3. 府立大学との共同研究の展開	
3.5.4. 府立大学との人事交流の促進	
3.6. 設備の共同利用推進について	179
3.7. 試験研究機関の統合について	179
4. 地方独立行政法人化について	182
4.1. 意思決定の迅速化の必要性	182
4.2. 地方独立行政法人化とは	182
4.3. 地方独立行政法人化の検討	182
第4 参考資料	183

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項および京都府外部監査契約に基づく監査に関する条例の規定に基づく包括外部監査

2. 外部監査のテーマ（地方自治法第252条の37第1項にいう特定の事件）

2.1. 選定したテーマ

農業関係の試験研究機関における財務に関する事務の執行、研究及びその成果の還元について

2.2. テーマの選定理由

京都府においては、保健福祉、商工、農林水産の各所管のもとに各種試験研究機関が設置され、それぞれの専門分野での試験研究が行われているが、その成果がどのような形で府民に還元されているのか、なかなか見えずらい部分がある。

とりわけ農林水産関係においては、農業従事者の高齢化が加速的に進行する中で、品種改良、栽培技術の改善や機械化、作業の分業化などの作業効率と快適性向上のための技術開発が喫緊の課題として解決を求められ、試験研究機関の役割は重要性を増しているともいえよう。

そこで、今回はこの農業関係の試験研究機関に焦点をあて、京都府域の農業振興にどのような成果をもたらしているのかを検証し、その課題や組織のあり方、さらには今後各試験研究機関に期待される役割について明らかにすることが有用であると判断し、本テーマを選定した。

3. 外部監査の実施期間

平成17年7月22日から平成18年3月3日まで

なお、監査対象期間は、原則として平成16年度とするが、必要に応じて過年度にも遡及するとともに、平成17年度以降の予算等についても参考としていることを申し添える。

4. 外部監査の方法

4.1. 監査の要点（監査の着眼点）

農業関係の試験研究機関（以下、特に断らない限り、単に試験研究機関という）における各種の契約は、法令等に準拠して適正に行われているか。

試験研究機関の件費や経費等について、所定の承認手続に従って適正に予算執行されているか。

試験研究機関における財産管理事務は法令等に準拠して適正に行われているか。

試験研究機関において研究テーマの選定及び評価は適正に行われているか。

さらに、上記の監査過程において検出された管理運営上の問題点についても、その改善策の提言を行うよう努めた。

4.2. 主な監査手続

関係書類の閲覧

試験研究機関を所管する農林水産部農産流通課（以下、農産流通課という）より各種関係書類や資料の提供を受けるとともに、これらの通査・閲覧を通して試験研究機関の置かれている状況の理解を深めるとともに、問題点等の検出に努めた。

関係者への質問

関係書類等を通じた理解のみでは不十分な点については、所管部門である農産流通課の担当者に対して直接質問をし、回答を得るという形で監査を進めた。

試験研究機関の現場視察

監査の要諦は「現物確認」にあるといわれるように、監査対象となっている現場の視察は何よりも重要な監査手続であると理解している。後述するように南北に長く展開する京都府の地理的条件から、監査対象となった試験研究機関も各地に点在しているが、全ての試験研究機関に臨場して、その概要を把握するとともに、現場責任者に対する質問等を積極的に行い、その状況の把握に努めるとともに問題点の検出に注力した。

上記の手続を通じて検出された問題点についての改善策の検討

監査の主目的が問題点の検出にあることは言うまでもなく、これは監査の批判的機能と説明されることが多い。しかし、監査の機能はそれに留まるものではなく、検出された問題点をどのように改善するべきかという提案・提言を行うことも重要な役割である。それは監査の指導的機能ともいわれているが、こうした機能にも留意しつつ、可能な限り改善策についての検討を加え、積極的な提案・提言に繋がられるよう努力した。

4.3. 往査の実施状況

上記4.2. でも述べたとおり、外部監査の実施にあたっては所管部門である農産流通課におけるヒアリングのみならず、全ての試験研究機関に赴いて、文字どおり最前線における試験研究の実施状況を把握することに努めた。さらに、可能な限り関係各機関へも出向いて現場の生の声を聴取することに心掛けた。

なお、この往査の状況は以下の通りである。

往査実施対象機関		往査実施日	往査担当者
試験研究機関 (監査対象機関)	農業総合研究所 農業資源研究センター 丹後農業研究所 茶業研究所	平成17年9月2日 平成17年9月6日 平成17年9月12日 平成17年9月27日	包括外部監査人 および外部監査 補助者3名
	関係機関	京都府立大学(農学部) 南丹農業改良普及センター	
			外部監査補助者3名

5. 包括外部監査人および補助者の氏名・資格

5.1. 包括外部監査人

公認会計士・税理士 光 田 周 史

5.2. 包括外部監査補助者

公 認 会 計 士 新 井 英 植

公認会計士・税理士 伊 藤 久 人

公 認 会 計 士 堀 田 喜 代 司 (五十音順)

6. 利害関係

京都府と包括外部監査人ならびに補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1. 京都府における位置付け

1.1. 監査対象の予算規模

平成16年度における農林水産部の人件費を含む当初予算は、27,926百万円(うち人件費8,288百万円)であり、一般会計予算に占める割合は約3.5%である。そのうち、農業関係の試験研究機関に係る予算は1,116百万円(うち人件費903百万円)であり、農林水産部の予算に占める割合は約4.0%である。

1.2. 監査対象の職員数等

1.2.1. 過去10年間の職員数の推移

過去10年間に於ける京都府の職員数の推移は【表1.2.1】のとおりである。

【表 1.2.1】 京都府職員数の推移

区分	京都府全職員数(人)															
	一般行政部門以外		一般行政部門(①~⑨)の計											商工	土木	
	A+B	A	B	議会 ①	総務 企画 ②	税務 ③	民生 ④	衛生 ⑤	労働 ⑥	農林水産 ⑦	うち試験研究養成機関					⑧
											農業	林業	水産			
年度	A+B	A	B	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	農業	林業	水産	⑧	⑨	
8年	33,164	27,853	5,311	49	973	569	377	632	184	1,092	247	181	16	50	308	1,127
9年	33,024	27,713	5,311	49	972	569	370	632	183	1,091	245	181	16	48	311	1,134
10年	32,853	27,563	5,290	48	971	568	368	625	179	1,086	237	175	14	48	312	1,133
11年	32,637	27,380	5,257	49	973	569	379	622	174	1,073	243	180	16	47	307	1,111
12年	32,255	27,095	5,160	49	969	541	375	621	156	1,060	239	177	15	47	309	1,080
13年	31,821	26,789	5,032	49	957	488	357	619	155	1,036	235	174	15	46	307	1,064
14年	31,801	26,779	5,022	48	954	485	374	621	149	1,030	233	173	14	46	306	1,055
15年	31,507	26,646	4,861	47	934	476	356	606	142	1,002	223	163	15	45	290	1,008
16年	31,388	26,568	4,820	46	929	470	356	608	143	983	214	155	15	44	293	992
17年	31,200	26,479	4,721	46	959	459	364	593	140	937	214	154	15	45	262	961

(出所：地方公共団体定員管理調査結果)

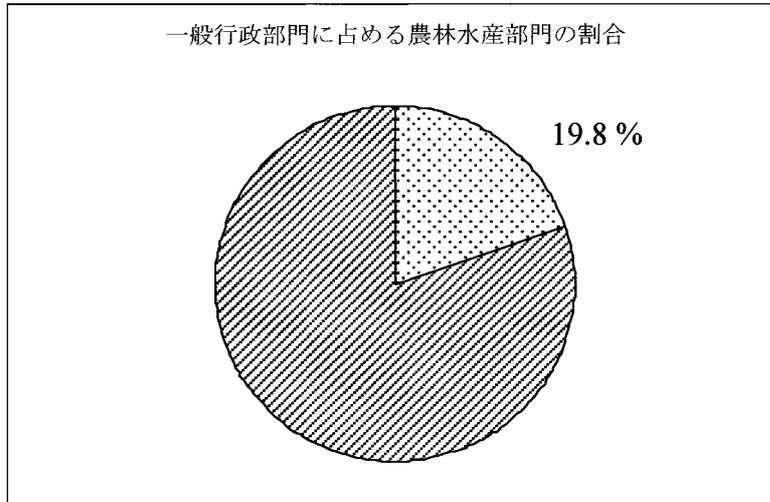
(注1) 全職員数は「一般行政部門」「特別行政部門」(教育(府費負担教職員を含む。)、警察)「公営企業等会計部門」(病院等)の合計数値である。

(注2) 「試験研究養成機関」区分中「農業」区分には、畜産関係試験研究機関及び農業大学校を含む。

(注3) 「農林水産部門」に計上されている職員数は、農林水産部職員及び各広域振興局農林商工部の農林水産関係職員の合計である。

過去10年間で京都府の職員総数は約6.0%減少しており、農林水産部門においても約14.2%減少している。また、農林水産部門の試験研究養成機関においても約13.4%減少している。なお、一般行政部門に占める農林水産部門の割合は、【図1.2.1】に示すとおり19.8%となっており、土木部門と総務企画部門に続いて第3位のポジションを占めている。

【図 1.2.1】 農林水産部門のポジション



1.2.2 . 他府県との職員数比較

平成16年度における他府県との職員数の比較は、【表1.2.2】のとおりである。

【表1.2.2】から、京都府では全職員数のうち農林水産関係の試験研究機関に所属する職員の割合が0.7%であり、全国平均の0.9%を0.2ポイント下回っていることが分かる。

しかし、近畿において政令指定都市を抱える府県、つまり大阪府と兵庫県と比較した場合、それぞれ0.1%、0.5%とされているから、その中では最も高いウェイトとなっていることは興味深い。

【表 1.2.2】 都道府県別農林水産部門職員数比較

(単位：人)

	全職員	うち農林水産部門					全職員のうち農林水産部門の割合	農林水産部門のうち試験研究養成機関の割合	全職員のうち試験研究養成機関の割合
		うち試験研究養成機関	うち試験研究養成機関						
			農業	林業	水産				
北海道	82,135	5,890	1,218	664	227	327	7.2%	20.7%	1.5%
青森県	23,182	1,872	540	399	22	119	8.1%	28.8%	2.3%
岩手県	27,045	1,710	325	229	29	67	6.3%	19.0%	1.2%
宮城県	29,601	1,496	315	224	21	70	5.1%	21.1%	1.1%
秋田県	18,342	1,341	333	259	24	50	7.3%	24.8%	1.8%
山形県	20,830	1,347	314	259	22	33	6.5%	23.3%	1.5%
福島県	31,106	1,779	402	307	30	65	5.7%	22.6%	1.3%
茨城県	36,332	1,605	366	279	23	64	4.4%	22.8%	1.0%
栃木県	25,956	1,380	301	264	20	17	5.3%	21.8%	1.2%
群馬県	26,046	1,269	285	245	18	22	4.9%	22.5%	1.1%
埼玉県	64,161	1,249	285	248	16	21	1.9%	22.8%	0.4%
千葉県	63,848	2,132	606	476	20	110	3.3%	28.4%	0.9%
東京都	175,412	685	240	143	10	87	0.4%	35.0%	0.1%
神奈川県	75,930	970	253	165	12	76	1.3%	26.1%	0.3%
新潟県	37,099	2,067	339	249	19	71	5.6%	16.4%	0.9%
富山県	16,840	1,041	208	132	41	35	6.2%	20.0%	1.2%
石川県	17,231	1,002	223	132	24	67	5.8%	22.3%	1.3%
福井県	14,519	855	172	110	11	51	5.9%	20.1%	1.2%
山梨県	15,366	891	163	120	25	18	5.8%	18.3%	1.1%
長野県	29,721	1,497	315	251	34	30	5.0%	21.0%	1.1%
岐阜県	27,553	1,198	197	166	16	15	4.3%	16.4%	0.7%
静岡県	41,376	1,481	413	286	23	104	3.6%	27.9%	1.0%
愛知県	71,773	1,868	350	275	17	58	2.6%	18.7%	0.5%
三重県	25,040	1,052	208	147	15	46	4.2%	19.8%	0.8%
滋賀県	19,215	901	192	151	11	30	4.7%	21.3%	1.0%
京都府	31,388	983	214	155	15	44	3.1%	21.8%	0.7%
大阪府	88,325	559	115	88	4	23	0.6%	20.6%	0.1%
兵庫県	63,935	1,532	299	224	25	50	2.4%	19.5%	0.5%
奈良県	19,773	661	180	146	34	0	3.3%	27.2%	0.9%
和歌山県	18,199	947	220	165	15	40	5.2%	23.2%	1.2%
鳥取県	11,831	905	218	165	19	34	7.6%	24.1%	1.8%
島根県	15,232	1,185	248	166	21	61	7.8%	20.9%	1.6%
岡山県	25,092	1,233	216	168	25	23	4.9%	17.5%	0.9%
広島県	33,997	1,407	255	200	25	30	4.1%	18.1%	0.8%
山口県	22,005	1,266	255	178	21	56	5.8%	20.1%	1.2%
徳島県	14,603	959	193	143	22	28	6.6%	20.1%	1.3%
香川県	15,710	765	156	133	0	23	4.9%	20.4%	1.0%
愛媛県	23,267	1,267	265	174	23	68	5.4%	20.9%	1.1%
高知県	16,090	1,099	245	186	20	39	6.8%	22.3%	1.5%
福岡県	53,441	1,866	395	273	34	88	3.5%	21.2%	0.7%
佐賀県	14,519	1,018	264	204	13	47	7.0%	25.9%	1.8%
長崎県	23,516	1,343	279	209	8	62	5.7%	20.8%	1.2%
熊本県	24,418	1,549	339	272	23	44	6.3%	21.9%	1.4%
大分県	19,071	1,391	290	219	28	43	7.3%	20.8%	1.5%
宮崎県	18,836	1,357	332	248	29	55	7.2%	24.5%	1.8%
鹿児島県	28,039	2,141	490	405	20	65	7.6%	22.9%	1.7%
沖縄県	23,976	1,118	303	224	13	66	4.7%	27.1%	1.3%

(出所：地方公共団体定員管理調査結果)

2．京都府における農業等の概況

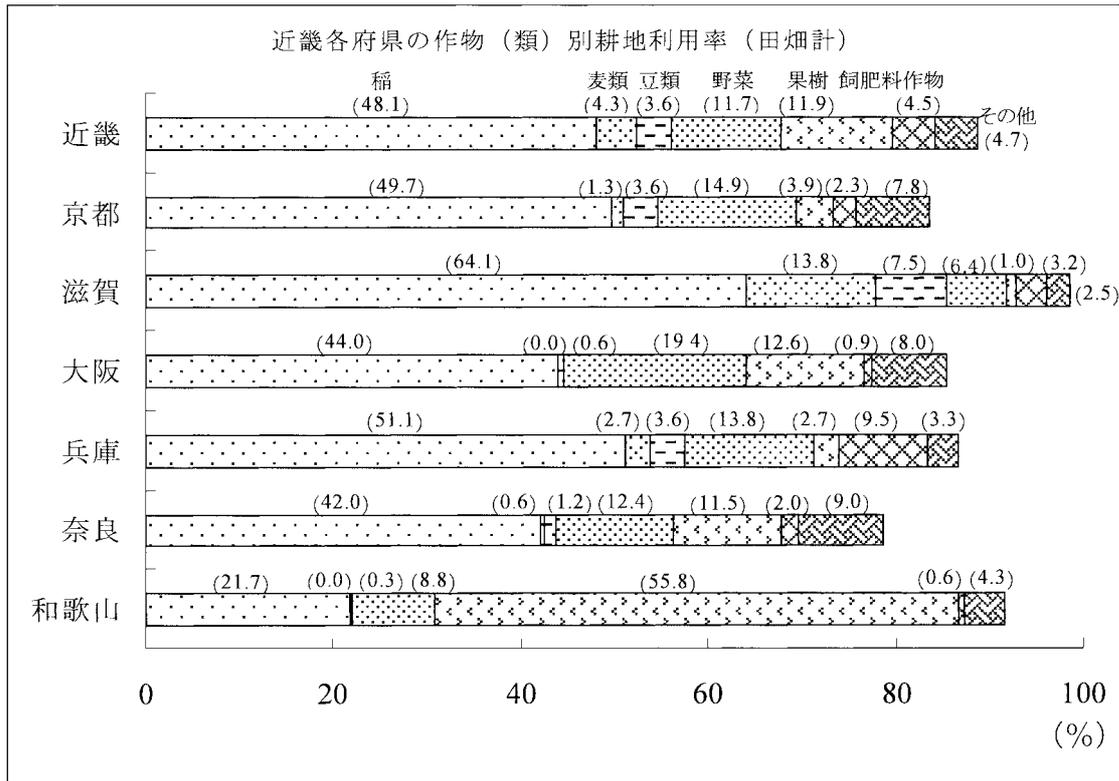
2.1．農業の状況

試験研究機関が、その試験研究の対象としている京都府の農業の状況について、各種データに基づいて概観しておく。

2.1.1．作物（類）別耕地利用率

平成16年度における近畿各府県の農作物作付（栽培）耕地利用率の比較は、次ページの【図2.1.1】のとおりである。

【図 2.1.1】近畿各府県の耕地利用率



（出所：近畿農政局統計部「農林水産統計」）

近畿府県別の耕地利用率をみると、最も高いのは滋賀県の98.4%で、このうち64.1%で稲が作付けされている。京都府においては、近畿平均88.8%を5.3ポイント下回る83.5%で、このうち49.7%で稲が作付けされている。

2.1.2. 農家数の推移

京都府における農家数の推移を示した資料が【表2.1.2】である。

【表 2.1.2】農家数の推移

（単位：戸）

年次	総農家数	自給的農家	販売農家	主副業別農家数（販売農家）		
				主業農家	準主業農家	副業農家
平成2年	51,033	15,561	35,472	-	-	-
平成7年	46,645	14,150	32,495	5,514	7,543	19,438
平成12年	42,374	13,517	28,857	3,499	6,784	18,574
平成13年	42,070	13,530	28,540	3,510	7,000	18,030
平成14年	41,810	13,480	28,330	3,410	6,350	18,560
平成15年	41,350	13,360	27,990	3,410	5,740	18,840
近畿	296,280	98,480	197,800	24,650	39,700	133,440
全国	2,981,180	775,790	2,205,390	447,730	528,400	1,229,260

（出所：京都府農林水産部「平成15年度 農林水産関係資料」）

ここで農家とは、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または経営耕地面積が10a未満であっても調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。また、販売農家とは、経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。さらに、自給的農家とは、経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいい、以下、主業農家とは農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で65歳未満の農業従事60日以上の世帯員がいる農家、準主業農家とは農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の世帯員がいる農家、副業

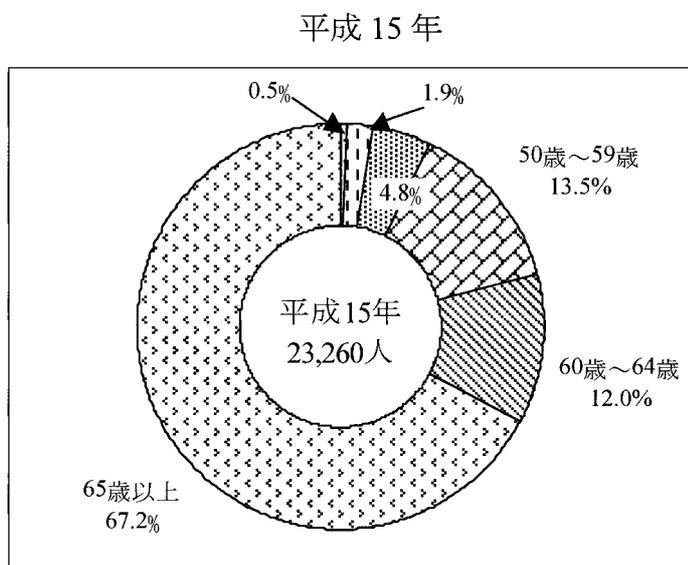
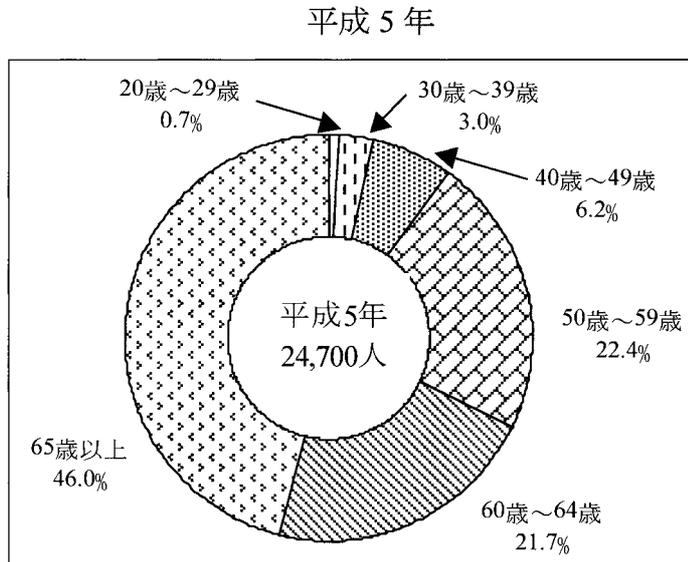
的農家とは65歳未満の農業従事60日以上の世界員がない農家とされている。

なお、平成16年1月現在、全国の販売農家数は216万戸あるといわれているが、総農家数に占める販売農家数の割合は年々低下する傾向にある。ちなみに、京都府の販売農家数は27,710戸で、47都道府県中36位のポジションとなっている。

2.1.3. 年齢別農業従事者数の推移

京都府における農業従事者の高齢化を示す資料として、【図2.1.3】を掲げる。

【図 2.1.3】 年齢別基幹的農業従事者数の推移



(出所：近畿農政局統計部「京都と全国の『販売農家数』ランキング」)

ここで、基幹的農業従事者とは、農業就業人口のうち、調査期日前1年間の常態が「農業に従事していた」者をいうとされている。平成15年の京都府においては農業従事者数全体の約7割(67.2%)が65歳以上であるが、これは全国平均の54.3%をはるかに凌ぐ数字となっており、その高齢化は顕著である。さらに、10年前の平成5年のデータと比較すると、農業従事者の高齢化がこの10年で着実に進行している事実にも注目せざるを得ない。つまり、若年層の農業マーケットへの新規参入がないままに高齢化が加速的に進行しているのである。

2.1.4. 産出額上位10品目

京都府における平成15年度の産出額上位10品目は、次ページの【表2.1.4】のとおりである。

【表 2.1.4】 京都府における農産品産出額

(単位:億円)

順位	品目	産出額	順位	品目	産出額
1	米	229	6	茄子	32
2	茶(生葉)	44	7	ネギ	29
3	生乳	38	8	ほうれん草	26
4	荒茶	36	9	京菜	20
5	鶏卵	32	10	モヤシ	17

(出所：農林水産省「平成 15 年農業産出額（市町村別推計値）」)

2.2 . 茶業の状況

京都府では、茶業に特化した試験研究機関を設置しているため、農業の状況に加えて茶業の状況についても触れておく。

2.2.1 . 荒茶の生産量

荒茶とは、茶葉（生葉）を蒸熱、揉み操作、乾燥等の加工処理を経て製造されたものであり、荒茶生産量とはその加工品の重量をいう。次の【表2.2.1】に示す農林水産省の統計データによると、荒茶生産量は緑茶飲料の需要に支えられて安定した生産量となっており、平成17年産の荒茶（一番茶）生産量は34,100 tで、前年産に比べて1,800 t（前年対比6%）増加している。

荒茶の主産県は、生葉収穫量の多い上位3県（静岡、鹿児島、三重）に、埼玉、京都、奈良を加えた6府県で、主産県が全国に占める割合は平成17年産では79%となっている。

【表 2.2.1】 荒茶の県別摘採面積、生葉収穫量及び生産量（主産県分）

	摘採面積	生葉収穫量	荒茶生産量(t)							
			玉露	かぶせ茶	てん茶	普通 せん茶	玉緑茶	番茶	その他	
主産県計	ha	t								
主産県計	33,000	162,300	34,100	123	2,710	514	27,600	314	2,760	47
埼 玉	1,010	3,410	757	—	—	—	755	—	2	—
静 岡	19,100	88,800	18,900	11	123	54	18,400	159	158	22
三 重	2,990	15,400	3,250	2	1,420	43	1,630	—	135	23
京 都	1,420	8,280	1,690	110	191	415	579	—	393	—
奈 良	749	6,460	1,570	—	477	2	504	—	586	1
鹿児島	7,690	39,900	7,920	—	500	—	5,780	155	1,490	1

(注) 荒茶生産量の内訳は端数処理の関係で合計が一致していない箇所がある。

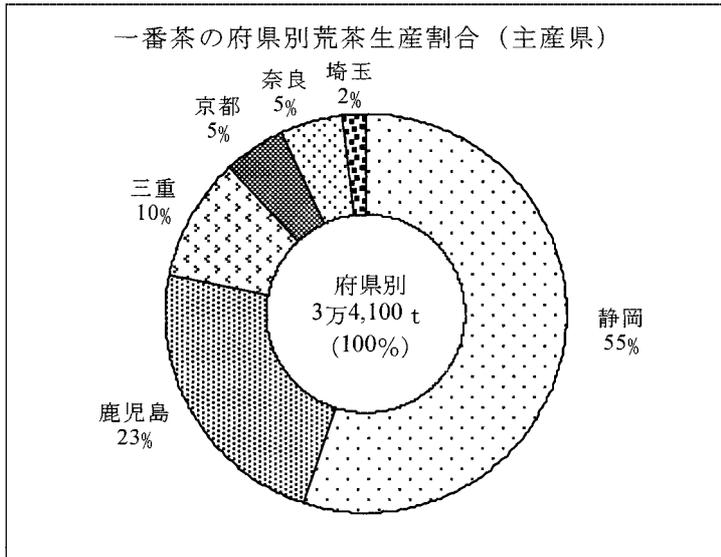
(出所：農林水産省「平成 17 年産一番茶生産量（主産県）」)

2.2.2 . 荒茶の生産割合

荒茶生産量の府県別割合を次ページの【図2.2.2】に示す。この図から静岡県が主産県の中でも55%を占め、鹿児島県が23%となっていることが分かる。したがって、この2県で主産県の約8割を占めているのである。お茶といえば京都、京都といえば宇治茶というイメージが先行しがちであるが、生産量だけに着目すると、この2県に遠く及ばないどころか、三重県にすら水をあげられている。しかし、茶種別にみると玉露やてん茶では京都府が他県を圧倒していることが【表2.2.1】から読み取ることができる。京都＝宇治茶というイメージは高級茶の分野で定着していると言えよう。

ちなみに、玉露とは覆下栽培（新芽が出る頃から茶畑を日よけで覆い直射日光を遮って生育させる方法）により、旨味成分であるアミノ酸が日光に当たることにより渋み成分であるタンニンへ変化することを抑え、豊かな香りとまろやかな甘味を引き出した高級茶である。また、てん茶とは玉露と同様に直射日光を避る覆下栽培で育てた新芽を蒸して、揉まずに乾燥させたものを石臼で挽き粉にしたものであり、いわゆる「抹茶」のことである。

【図 2.2.2】 府県別荒茶生産量

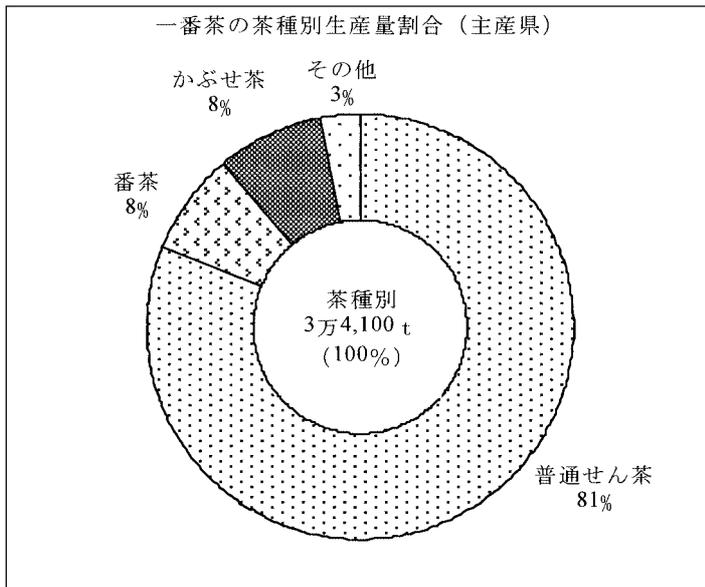


（出所：農林水産省「平成17年産一番茶生産量（主産県）」）

2.2.3. 茶種別生産割合

茶種別の生産割合をグラフにしたものが【図2.2.3】である。日本茶といえ、通常はせん茶のことであり、その意味でせん茶は日本で一番多く飲用されているが、そのことが【図2.2.3】からも明らかである。

【図 2.2.3】 茶種別生産割合

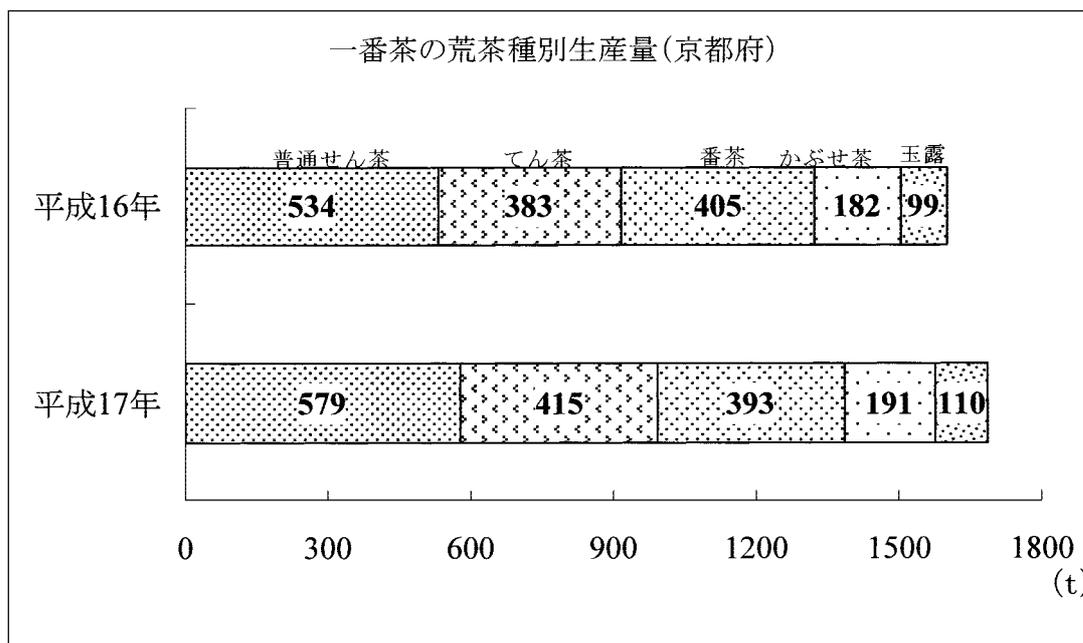


（出所：農林水産省「平成17年産一番茶生産量（主産県）」）

2.2.4. 京都府における茶種別生産割合

京都府における茶種別生産量を示したものが次ページの【図2.2.4】である。

【図 2.2.4】 京都府茶種別生産量



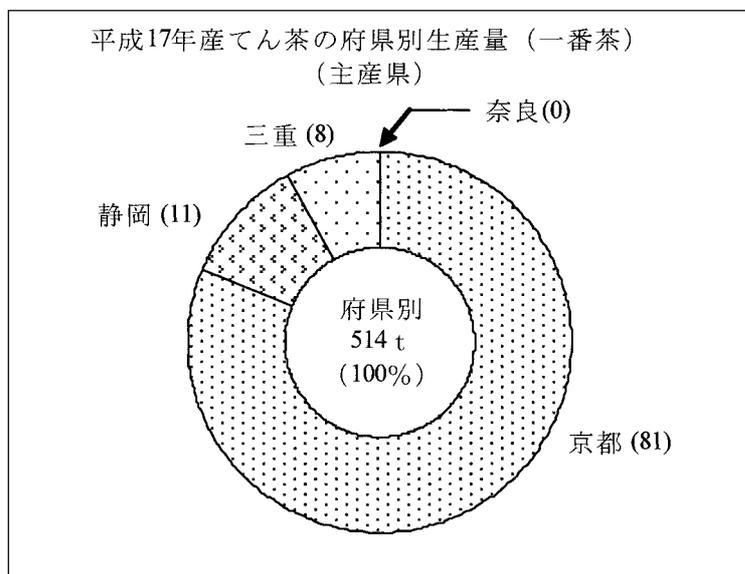
(出所：近畿農政局統計部「農林水産統計」)

平成17年産の京都府の荒茶（一番茶）の生産量は1,690 tで、平成16年産に比べると約90 t 増加している。また、既に述べたところであるが、京都府は全国に比べて、玉露やてん茶といった高級荒茶の生産割合が高いという特徴が、【図2.2.4】からも明らかである。

2.2.5. てん茶生産量

府県別のてん茶生産量を次の【図2.2.5】に示す。このグラフから京都府のてん茶生産量は全国1位で、主産県の中でも8割を占めていることが読み取れる。

【図 2.2.5】 府県別てん茶生産量



(出所：近畿農政局統計部「農林水産統計」)

2.2.6. 京都府の荒茶生産実績

荒茶生産量

京都府の過去9年間の荒茶生産量を示したものが次ページの【表2.2.6】である。